
505 教室 資料

スケジュール・抄録／資料

- 13:00 **実践報告** 国際委員会
「滞日外国人」支援を考える・・・・・・・・・・ 24
- 13:30 **実践報告** 司法福祉委員会
刑事司法と福祉の連携・・・・・・・・・・ 34
- 14:00 **実践報告** 齋藤 弘昭氏
デンマークの福祉システムが幸せな国を創るのか・・・・・・・・ 46
- 14:30 **実践報告** 岡野 信親氏
地域包括支援センターの総合相談支援業務における、
問題解決アプローチ活用についての一考察・・・・・・・・ 48
- 15:30 **実践報告** 子ども家庭支援委員会
乳児院に在籍する児童の家族再統合及び移行支援についての考察
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 15:30 **実践報告** 地域包括支援センター委員会
地域包括支援センター委員会の活動について・・・・・・・・ 58
- 16:00 終了

505 教室 資料

スケジュール・抄録／資料

- 13:00 **実践報告** 国際委員会
「滞日外国人」支援を考える・・・・・・・・・・ 24
- 13:30 **実践報告** 司法福祉委員会
刑事司法と福祉の連携・・・・・・・・・・ 34
- 14:00 **実践報告** 齋藤 弘昭氏
デンマークの福祉システムが幸せな国を創るのか・・・・・・・・ 46
- 14:30 **実践報告** 岡野 信親氏
地域包括支援センターの総合相談支援業務における、
問題解決アプローチ活用についての一考察・・・・・・・・ 48
- 15:30 **実践報告** 子ども家庭支援委員会
乳児院に在籍する児童の家族再統合及び移行支援についての考察
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 15:30 **実践報告** 地域包括支援センター委員会
地域包括支援センター委員会の活動について・・・・・・・・ 58
- 16:00 終了

「滞日外国人」支援を考える

～東京社会福祉士会 国際委員会の取り組み～

国際委員会委員長
高橋明美
TAKAHASHI Akemi

0.「滞日外国人」とは

在留資格の種類や有無を問わず、日本国籍を有さず、
現に日本に滞在しているすべての人

＋

国籍に関わらず、異なる文化や言語を背景に持つ人々
「多文化」や「外国」にルーツを持つ人々

『滞日外国人支援 基礎力習得のためのガイドブック』 P2

公益社団法人 日本社会福祉士会(2018)

http://jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/2018/files/tainichi/guide_A4.pdf

「滞日外国人」支援を考える

～東京社会福祉士会 国際委員会の取り組み～

国際委員会委員長
高橋明美
TAKAHASHI Akemi

0.「滞日外国人」とは

在留資格の種類や有無を問わず、日本国籍を有さず、
現に日本に滞在しているすべての人

＋

国籍に関わらず、異なる文化や言語を背景に持つ人々
「多文化」や「外国」にルーツを持つ人々

『滞日外国人支援 基礎力習得のためのガイドブック』 P2
公益社団法人 日本社会福祉士会(2018)
http://jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/2018/files/tainichi/guide_A4.pdf

1 国際委員会とは

<目的>

- ① 滞日外国人支援に関する知識を深め、ネットワークを形成
- ② 幅広い視点で国際的な社会福祉実践を展開するための調査、研究事業を行う

<活動内容>

- ① 実践現場における外国人支援の現状を学び共有する
- ② 外国のソーシャルワークに理解を深める
- ③ これらを通じ外国人支援に対する社会福祉士のネットワークを作る

3

2. 国際委員会 滞日外国人支援の視点

- ① 地域に暮らす人として支える
 - ・ 生きづらさを発生させない
 - ・ 生きづらさが起きた時の支援

※ 日本社会福祉士会 「多文化ソーシャルワーク」

多文化ソーシャルワーク研修実施

多文化ソーシャルワーク全国実践研究集会（2016）

「言葉」の壁をこえる支援のあり方と多機関連携

『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』

日本社会福祉士会 中央法規出版 2012

『滞日外国人支援 基礎力習得のためのガイドブック』

日本社会福祉士会（2018）

4

② ともに働く仲間としてメンバーシップを築く

文化、言葉、習慣

利用者理解

③ 人材として活かす(マネジメントの立場から)

・職場において

マンパワーとして

育成と定着

キャリアパスの作成

・母国において

5

3. 国際委員会の問題意識

① 「滞日」外国人の支援ができているか？

② そもそも滞日外国人を「支援の対象」として考えているか？

・地域住民としての意識が社会福祉士にあるか

・特有の、あるいは強調される生きづらさ への注目

③ 文化的背景が異なる人々の「理解」とは

6

4. 国際委員会のこれまでの取り組み

1. 外国のソーシャルワークについて理解を深める

IFSWソーシャルワーカー世界大会(アジア太平洋大会)

開催国

講師を呼び、その国の文化や国民性についても学ぶ
タイ(2015)、 韓国(2016) 、中国(2017)



7

4.-2 調査研究活動

滞日外国人への支援の現状と課題

①東日本大震災時における滞日外国人支援(2012)

- 災害時に滞日外国人被災者へどのように心理社会的支援を提供するのか
- 今後の防災対策として、どのようにソーシャルワーカーの滞日外国人支援能力を高めていくのか
→東京都内の外国人支援団体を訪問し調査した
国際機関/IOM 、難民支援団体 、 宗教系団体

8

＜結果＞

- ・各団体は震災後も継続して滞日外国人に支援を提供し続け、さらに次に起こる災害に備えて、個人、コミュニティそして団体レベルでのキャパシティビルディングにも焦点をあてて活動している
- ・被災外国人自身が積極的に支援を提供している主体でもある事例があった
- ・言葉や文化の異なる多様な人々に対する、効率的な情報提供の難しさ
- ・ソーシャルワーカーは、災害が実際に起こった際に効率よく支援が提供できるよう、常日頃から外国籍の人々とコミュニケーションを取り、ある程度の信頼関係を築いておく必要がある

9

2013 IFSW フィリピン大会で発表

Disaster Intervention and Social Work for Foreigners

-The Case of the Great East Japan Earthquake

Prepared by
Yumi Ohtsuki
Tokyo Association of Certified Social Workers,
International Committee

Challenges

- Organizations face challenges such as the difficulty in providing effective information flow in a multicultural population
- Social workers need to prepare in advance by communicating and building mutual trust with foreigners on a daily basis so that they may cooperate and work well together during times of disaster.

10

会場から出た質問

- 震災発生後の混乱と困難の中、日本人の秩序だった態度や誠意ある行動が報道で数多く取り上げられた。これを可能にしたのはなぜか。政府が事前に何か準備を行っていたのか。
- 被災地の外国人女性に対して特にどういった支援が提供されたのか
- ソーシャルワーカーはどのような役割を果たしたのか
- 新しい国に来る前にDisasterに関するオリエンテーションのようなものは存在するか

11

②社会福祉士による滞日外国人支援の現状と課題に関する一考察 東京における資源調査および学習会の取り組みから(2015) 2015 社会福祉士全国大会発表

外国人支援においては当事者や関係者による支援が中心となっており、生活を支援する「社会福祉士」の存在が見えてこない

・学習会の実施(2014.12)

「東京における滞日外国人支援の現状と課題について学び、社会福祉士の役割について考える」(32名参加)

～実践報告　・子ども、難民支援、外国人リレー相談

・学習会におけるアンケート実施

・資源調査

医療、地域福祉、入国管理を中心とした総合相談サービス

12

・機関

社会福祉士に期待すること

「各自治体の違いを調整してほしい」、「生活上の相談にのってほしい」、

「文化や宗教などの違いを知識として備えてほしい」

社会福祉士会に期待すること

「制度改善に対する働きかけ」(2件)、「通訳などを探す手がかりなど情報網」、

「少数職場で(滞日外国人支援を行う際の)サポート役」、「環境整備や後方支援」

・社会福祉士

自らの実践分野で実際に滞日外国人の多様な相談に応じ、試行錯誤をしながら支援を行っている

教育支援、オーバーステイ、生活困窮、DV被害、EPA来日者支援、

母子生活支援施設、高齢者施設での支援

➡内容も、分野も様々

13

<結果>

- ・ 支援機関としては社会福祉士に対し生活相談や調整者としての役割を期待
- ・ 職能団体である社会福祉士会についてはソーシャルアクションや社会資源および社会福祉士間のネットワークの構築を期待
- ・ 現場の社会福祉士は、自らの実践分野で実際に滞日外国人の多様な相談に応じ、試行錯誤をしながら支援を行っている

①担当事例の少なさもあり、滞日外国人支援が個別分野の個別事例として捉えられ「滞日外国人支援」としての実践の蓄積が個人や組織に留まってきた

②よってネットワーク形成や発信力が弱い

③社会福祉士の実践が滞日外国人支援の現場に伝わっていない

＜今後の課題＞

- 地域を基盤とし、そこに暮らす人々の生活全般を支援する社会福祉士として、「滞日外国人支援」を一分野ととらえて支援する視点が求められる。
- 都道府県単位で社会福祉士が現場で積み上げてきた実践を共有する
- 滞日外国人の生活課題の解決にむけたネットワークを作る
- 将来的には社会福祉士養成課程の中で「滞日外国人支援」という視点を作る

15

4-3 学習活動

- 2014.3 韓国スタディツアー実施（韓国訪問）
- 2014.12 「滞日外国人支援のための学習会」
- 2015.6 韓国スタディツアー 報告会
- 2015.9 「タイとその福祉を学ぶ」学習会
- 2016.2 東京入国管理局 見学
- 2016.3 「外国人介護労働者についての学習会」
東京都介護福祉士会 国際協力委員会と合同開催
- 2016.6 「韓国とその福祉を学ぶ」学習会
- 2017.3 「外国人介護労働者についての学習会 その2」
- 2017.9 「中国とその福祉を学ぶ」学習会

16

2017.11 「介護にかかわる国際協力セミナー」

(東京社会福祉士会・東京都介護福祉士会合同学習会)

2018.12 「大塚モスク」見学ツアー

2019.3 「東京入国管理局」見学会

2019.11 「滞日外国人支援のための学習会」



・在留資格について

・地域における「外国人支援」 社協の実践報告



17

5. 支援現場における「滞日外国人」 ～特有のあるいは強調される課題～

- ① 在留資格
- ② 労働問題
- ③ 健康問題
- ④ 経済的困難
- ⑤ 家族関係(DV含む)
- ⑥ 地域社会への定着 ⇔ 排除

18

6. 今後の課題

- ① 社会福祉士自身に「支援」の意識をどう作るか
- ② 「文化」の理解
- ③ 組織的なネットワークの必要性
- ④ 地域で「生きる」ことの支援

19

ありがとうございました
国際委員会へのご参加も
お待ちしております

20

刑事司法と福祉の連携

東京社会福祉士会 司法福祉委員会委員長
一般社団法人社会支援ネット・早稲田すばい代表理事
小林良子

事例一 高齢者

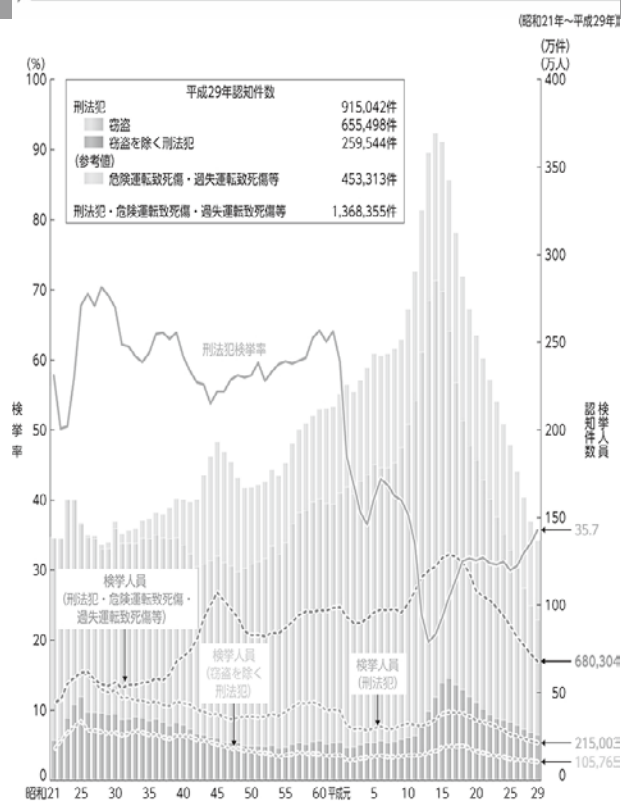
- ・万引きで執行猶予中に、再度万引きをした高齢女性。夫は要介護3で、息子も障害があった。女性は認知症を発症していたが、出入りするヘルパーたちは、女性を介護者として見ていた。
- ・80代でアパートに一人暮らしの男性。遠く離れた事務所に侵入し、建造物侵入で逮捕。長谷川式3点で、徘徊だった。

事例一知的障害・依存症

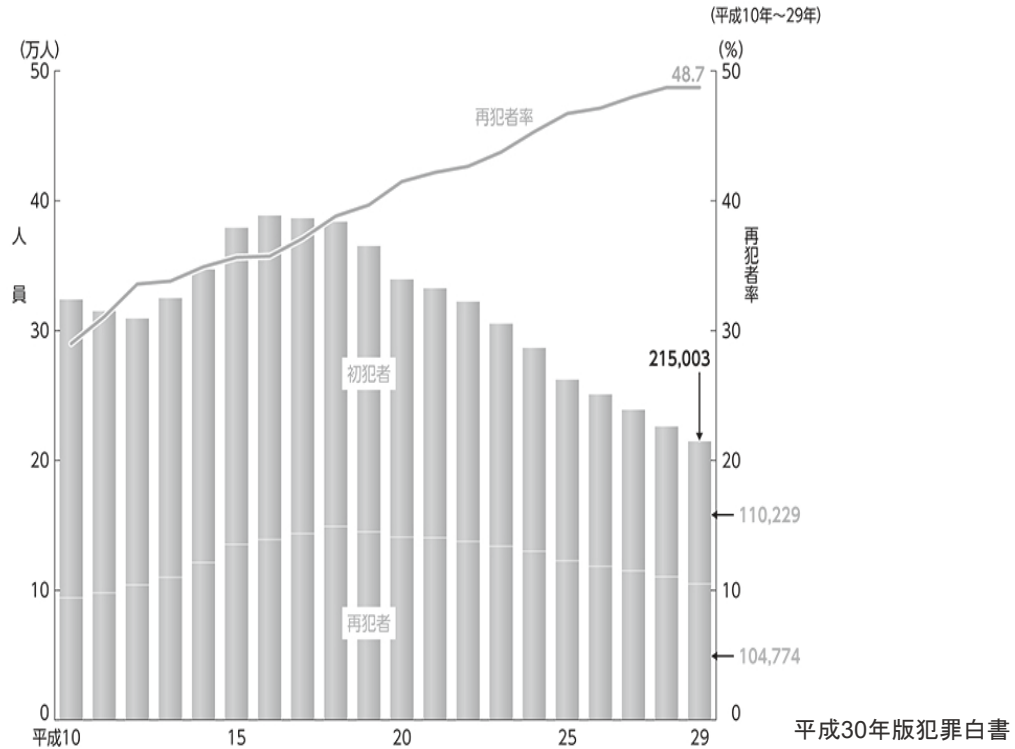
- ・IQ40で30年ホームレスをしていた50代の男性。
東京はほぼ毎日炊き出しがあり、生きていくことが出来る。
- ・20代の女性。ホストクラブのために売春。IQ60だった。
- ・アルコール依存の一人暮らしの60歳男性。生活保護を受けていたが、アルコール万引きで逮捕。面談をすると認知症が疑われたが、罰金刑となった。勾留中に年金が入り、生活保護廃止。再度、アルコール万引きで逮捕されたが、高齢者にもならず、公的支援者がいなかった。

1-1-1-1 図 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

4



注 1 警察庁の統計による。
2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による暴行行為を含む。
3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上(重)過失致死傷を含まない。
4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

1. 制度の変遷

罪を犯した障害者支援の動き①

平成15年12月 元衆議院議員山本譲司氏「獄窓記」出版
刑務所内に知的障害のある人が多く存在することが判明

平成16年 契約になじまない障害者等(触法・虞犯障害者等)の法的整備
のあり方勉強会」開始

平成18年1月 下関駅放火事件発生
厚生労働科学研究(田島班)「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」開始

5月 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」施行
— 障害者には限らず、監獄法(明治41年制定)の改正 —
「刑務所出所者等総合的就労支援対策(ハローワークでの就労支援ナビゲーター他、保護観察所とハローワークの協働等)」
開始

1. 制度の変遷

罪を犯した障害者支援の動き②

- 平成20年 厚生労働省社会福祉推進事業「受刑者及びその家族の不安を軽減し、社会的困窮者を包み込む為の地域生活支援協働モデル事業」—社会福祉法人南高愛隣会
- *この年より、日本社会福祉士会、東京社会福祉士会、のぞみの園、南高愛隣会等にて刑務所出所者、地域生活着支援等についての研究事業が多数取り組まれる。
- 平成21年1月 地域生活定着支援センターで出口支援開始
- 4月 指定更生保護施設への福祉専門職配置、刑務所への社会福祉士配置、社会福祉法人等の更生保護事業へ参入
- 8月 地域生活定着支援センター制度化
地域生活移行個別支援特別加算・基金事業
- 平成24年3月 地域生活定着支援センター全国47都道府県設置完了

1. 制度の変遷

被疑者・被告人の支援の流れ

- 平成21年 厚生労働科学研究(田島班)「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」開始
- 平成22年11月 検察改革スタート
- 平成23年7月 最高検察庁「知的障害専門委員会」設置
- 平成24年2月 南高愛隣会「新長崎モデル」
- 平成24年7月 犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」
- 平成25年4月 東京地検社会復帰支援室発足(1月より準備会実施)
- 5月 仙台地検「罪を犯した障害者・高齢者対応推進委員会」以降、大阪、京都、千葉、名古屋、岐阜、静岡、兵庫、横浜、九州等々の地検へと設置がすすむ。
- 6月 東京社会福祉士会と東京三会で東京司法福祉連絡協議会
刑事司法ソーシャルワーカー制度
- 平成27年4月 生活困窮者支援法
- 6月 「新少年院法及び少年鑑別所法」施行→法務少年支援センター
- 平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律

再犯防止推進法と推進計画の流れ

- ・平成26年12月 犯罪対策犯罪対策閣僚会議
「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」
- ・平成28年12月 再犯防止推進法
目標：出所後2年以内の再入所者の割合を2割以上削減
国に再犯防止推進計画の策定義務、地方に地方再犯防止推進計画策定の努力義務
施設内だけでなく、社会内でも適切な指導・支援の実施
- ・平成29年12月 再犯防止推進計画
- ・目標：最良の刑事政策としての最良の社会政策
- ・基本方針：誰一人取り残さない社会
- ・現在、東京都を含む16の都道府県、明石市を含む4団体が策定している。（明石市は条例）
- ・平成30年 地域再犯防止推進モデル事業開始

再犯防止に向けた各所の取組

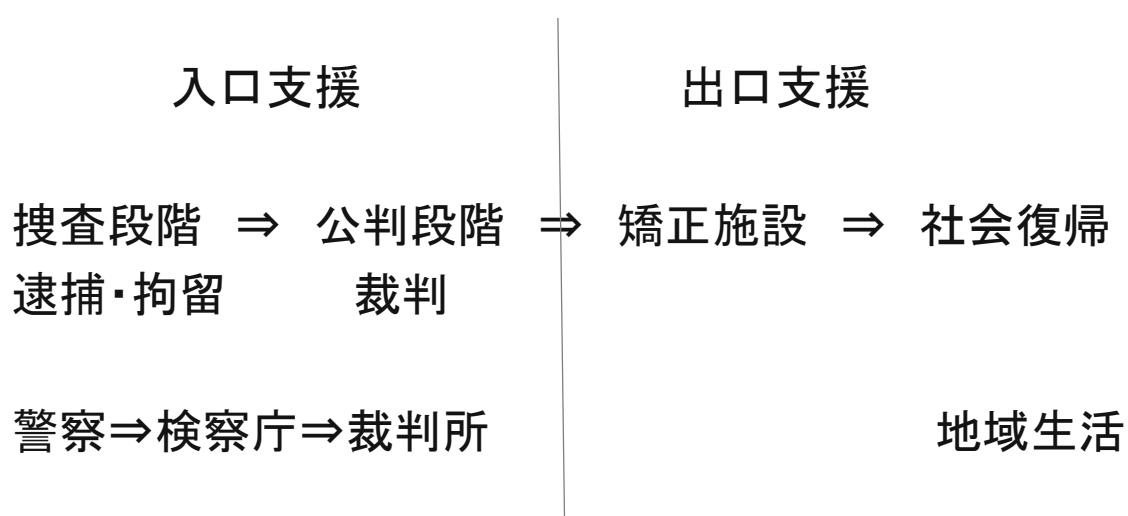
- ・再犯防止推進計画に基づき、法務省以外でも様々な取組を実施 また、各省庁が連携をしたものとなる。
- ・厚生労働省 定着支援センターやハローワークでの取組等従来の政策の他に、地方公共団体が地域共生社会・地域福祉計画策定に当たり、再犯防止の観点からの施策推進を行なうよう位置づけた。
- ・農林水産省 農福連携の取組において触法障害者へも支援が行なわれている。
- ・国土交通省 公営住宅への入居に、矯正施設出所者や保護観察対象者への入居要件の緩和などを各都道府県/政令市へ通知（平成29年12月） その他、住宅セーフティネット制度を実施。全国居住支援協議会が発足

地域福祉計画と生活困窮者自立支援法

- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正することにより、社会福祉法が改正され、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」が行なわれている。
- ・地域共生社会の実現に向けて、都道府県、市町村は「地域福祉支援計画」の策定が求められており、東京都でも地域福祉支援計画を策定している。
- ・「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」が「共通して取り組むべき事項」として「計画の策定ガイドライン」に入っている。
- ・生活困窮者自立支援制度は少しずつ充実してきており、一部の区市の就労支援には著しいものを感じる。

2. 現在の概要

刑事司法手続きにおける入口支援と出口支援



2. 現在の概要

入口支援一検察庁・弁護士会

- ・ 社会とつながれず罪を犯してしまった人を出口で支援するよりも、入口で支援を行い社会一地域生活に定着することが本来。
- ・ 平成22年検察改革、平成24年「再犯防止に向けた総合対策」があり、地方検察庁に社会復帰支援室等がおかれ、起訴前に医療機関・福祉事務所等々の関係機関につないでいる。平成27年より、地検社会福祉士の集まりを行っている。
- ・ 弁護士会は大阪、静岡、東京を中心に社会福祉士とつながり弁護活動を実施。各地に広がっている。東京は福祉士に報酬が出ている。

2. 現在の概要

矯正施設での各種プログラム

- ・ 薬物依存離脱指導
- ・ 暴力団離脱指導
- ・ 性犯罪再犯防止指導
- ・ 被害者の視点を取り入れた教育
- ・ 交通安全指導
- ・ 就労支援指導
- ・ 社会復帰支援
- ・ 全国共通で取り組んでいるプログラム、施設単位で取り組んでいるプログラムがあり、結構忙しい様子。

2. 現在の概要

出口支援―地域生活定着支援センター・矯正施設の社会福祉士

- ・平成21年に「地域生活定着支援センター」と刑務所への社会福祉士配置、指定更生保護施設に福祉専門職配置が始まり、出所後に福祉につながる支援が始まる。
- ・施設内での障害認定・手帳取得や、出所後すぐの生活保護申請、住居確保、医療支援などが行われる。
- ・特別調整にならない人のために一般調整と釈放時保護が行なわれている。
- ・東京拘置所、立川拘置所にも社会福祉士が配置されている。

2. 現在の概要 保護観察

- ・仮釈放者を中心に、社会内処遇を行う。法務省において福祉的視点を持つことが求められる組織。更生保護を保護司とともにやっている。
- ・観察所には地域班(保護司)、施設班(更生保護施設・自立準備施設) 仮釈放と仮退院、保護観察(大人、少年)を対象にしている。
- ・更生緊急保護制度
- ・医療観察法・社会復帰調整官 心神喪失等で殺人等の重大な他害行為を行った人の処遇制度。任に当たるのが社会復帰調整官

3. 社会福祉士会の取り組みと今後の課題 東京社会福祉士会

- ・ 東京社会福祉士会は2008 (平成20) 年より刑務所出所者支援を始め、2010(平成22)年よりは司法福祉委員会を組織し活動をしてきた。
- ・ 2013(平成25)年より「東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会」と連携し「東京司法・福祉連絡協議会」を結成し、逮捕直後からの弁護活動～いわゆる入口支援を行なっている。この組織には東京社会福祉士会のほか、東京精神保健福祉士協会、東京臨床心理士会、昭和大学医学部が参加している。
- ・ 弁護士会の依頼は、見立て、更生支援計画書の作成、裁判での情状証人等である。6年間で約200件を受任。
- ・ 弁護士の側は減刑が目的であるかもしれないが、社会福祉士側は社会生活の定着支援である。そのためにも、判決が目的ではなく、判決後の生活が定着することである。更生支援計画書の実施が目的となる。

東京都再犯防止推進計画

- ・ 本年7月31日 「東京都再犯防止推進計画」策定
 基本的考え:「再犯防止推進に関する法律の趣旨やソーシャルインクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込のある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、本計画を定める」
- ・ 93件のパブリックコメントが寄せられた。
- ・ 薬物依存だけでなく、アルコール依存、ギャンブル依存、摂食障害等々、依存症全体への対策。
- ・ 被虐待児、被虐待体験者が加害者とならないように対策を。
- ・ 効果的な虐待への介入について踏まえておくべき。

東京都再犯防止推進計画の概要

基本方針

- 再犯防止推進法を踏まえ、都が実施する再犯防止に資する取組、再犯防止につながる可能性がある取組を記載
- 国の関係機関、区市町村、民間支援機関と連携して再犯の防止に取り組んでいく。

主な取組

1 就労・住居の確保等のための取組 (1) 就労の確保等 (2) 住居の確保等	・若ナビαによる相談支援と就労支援機関への誘導 ・しごとセンター、職業能力開発センターによる能力開発 ・入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進 …等
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 (1) 高齢者又は障害のある者等への支援等 (2) 薬物依存を有する者への支援等	・「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置 ・薬物依存に関する相談体制の充実と連携の推進 …等
3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組	・学校における非行防止のための教育
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組	・若ナビαの相談実施による自立支援 ・暴力団からの離脱希望者等に対する支援 …等
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組	・「社会を明るくする運動」における民間協力者の活動に関する広報 ・若者支援ポータルサイト（若ぼた）による周知 ・保護司等の活動を支援するガイドブック作成 …等
6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組	・再犯防止のための協議会等の設置 …等

東京都地域再犯防止推進モデル事業

- ・平成30年 高齢者万引き相談
- ・1ヶ月で約70人の電話相談
- ・入り口の入り口の相談であった。
- ・家族からと予想していたが、本人からの相談もあった。
- ・「万引き」の要因は一つでは無い。
- ・犯罪に関することはマイナスのことで、なかなか相談することができない。相談するところが無く、人知れず悩んでいる。
- ・地域包括支援センターなど、福祉制度の利用は難しく、問題の整理と福祉の利用法についての説明が多かった。
- ・単純に高齢者問題に詳しいだけで無く、刑事司法福祉に詳しいソーシャルワーカーが必要。

今後の課題

- ・ 起訴猶予、執行猶予、刑期が終了(含む:仮釈)になり、社会に戻る人々は一般市民。たとえ罪を犯した者であっても、一般市民としての立場にある場合は福祉的支援の対象であることを、関係各所が基本的に確認したい。
- ・ 「地域福祉計画」との連携—東京都の関係部署、市民の生活に直結する区市町村との連携。
- ・ 特に入口支援の対象者は、社会生活でその人の障害や病気、高齢によって不具合が起きた結果の事件であり、地域で途切れることの無い支援が必要な場合もある。福祉制度は本人の同意が大前提となるが、状況を本人が理解するまでの専門家の働きかけが必要。また、仕事がないから犯罪、住居がないから犯罪ではなく、ないがりの理由が先ではないか。

明石市の「更生支援」(最後に改めて)

- ・ 明石市はいち早く、平成28年度よりモデル事業を始めた。
- ・ 平成29年には行政の中に更生支援担当の職員を配置し、取り組みを実施している。
- ・ 平成31年3月には、更生支援及び再犯防止推進等に関する条例を制定した。
- ・ 明石市は、誰もが暮らしやすい街づくり「やさしいまち・明石」の取り組みとして「更生支援」をおこなう。
- ・ 明石市泉市長の主張:更生支援・再犯防止は、特別なことを実施するわけではなく、一般市民と同じサービスを提供するもので、市民に近い基礎自治体が支援するのは当然である。

This image shows a single page of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, typical of notebook paper. There is no handwriting or other markings on the page.

デンマークの福祉システムが幸せなく国を創るのか

ーデンマークスタディーツアー報告ー

○齋藤弘昭(10930) 所属:社会福祉士事務所「福まね」 キーワード:デンマーク、幸福、社会システム

1. はじめに

人口 550 万人、平均寿命 78 歳、民主主義度 100、消費税 25%のデンマークは、世界一幸せな国と言われる（2019 年度幸福度ランキング 2 位）。成熟した民主主義、社会的平等と政治への積極的な参加により、国に対する信頼度も高い。また充実した社会保障制度により、医療・福祉・教育は原則無料。18 歳以上の学生には返済義務のない生活支援金が与えられ、18 歳以上の障害者には早期年金が支給される。さらに失業者には再雇用に向けた多様な支援策が用意されている。これら至れり尽くせりの政策は、高い国民負担率が支えている。（ちなみに 2015 年のデンマークの税負担率は 65.8%、日本 42.6%）

こうした税負担に対して国民はどのように感じているのか、また、なぜ福祉に依存しないで幸福を実感できるのだろう。

2. 研究目的及び事前準備

スタディー・ツアーの案内には、「デンマークではどのような法律を作り、福祉・医療・教育に取り組んでいるのか。その社会システムは、民衆に幸福感を与えているのだろうか」という疑問を投げ、参加を呼びかけた。

訪問先の学校、施設、機関の専門職にインタビューする際には、必ず「人生に対する考え方」「幸福のイメージ」を聞いた。また、事前研修を複数回開催し、デンマークの歴史、教育・行政・福祉に関する基礎知識を学んだ。宿泊は、デンマーク第 2 の島フン島のボーゲンセにあるフォルケホイスコーレに滞在した。

3. 倫理的配慮

訪問先には、事前に現地コーディネーターから見学およびインタビューの目的を伝え、同意を得た。また、写真の取り扱いにはプライバシーの配慮を行った。

4. 訪問先（テーマ及び担当者）

研修は、参加者の希望を調整する形でコーディネイトした。研修先には予め研修目的を伝え、インタビューガイドを渡した。

・ 第 1 回研修：2017 年 6 月 6 日から 9 日

訪問先：フォルケ・ホイスコーレ：ボーゲンセ（デンマークの福祉制度）、弁護士（成年後見）、知的障害者宅訪問（コンタクトパーソン）、高齢者施設（施設長）、障害者アクティビティーセンター（支援プログラム）

・ 第 2 回研修：2018 年 6 月 11 日から 15 日

訪問先：小学校（教育理念）、ボランティアセンター（活動紹介）、教育長：元レゴ社勤務（ペタゴの役割）、健康リハビリ課（地域福祉）、市民宅訪問、ガン協会（支援プログラム）

・ 第 3 回研修 2019 年 6 月 17 日から 21 日

研修先：エコビレッジ、LGBT（協会スタッフ）、補助器具ルーム（作業療法士）、難民サポート団体（コーディネーター）、教会牧師、家庭医 Dr、ソーシャルワーカー（児童福祉）

5. 研修報告

デンマークの社会システムはどのようなものだろうか。デンマークの制度、生活、社会システムから考察する。

（1）18 歳で独立する子どもたち

デンマークの子どもは、0 年生から 9 年生までの 10 年間、国民学校に通う。義務教育では

なく「子どもに教育を与える義務」を大人や国が担うとバンクミケルセン記念財団の千葉（千葉 2011）はその意義を紹介している。

また、教育の目的は子どもの「自立と自己決定」である。特に職業選択のための準備と、民主主義の理念＝自由・平等・共生を体験として学ぶ。つまり、幸せな国を作るためには何をすればいいのかを学ぶのが学校だ。そして、18歳で親から独立できる社会システムを作りあげた。

（2）障害は生活のハンデにならない

障害者であっても、18歳になると自立する。親の扶養義務は18歳までであり、「18歳からは国が保護者になる」（鈴木 2010）。国民学校を卒業しても高校、大学に進まず、専門学校あるいは就職する者が多い。障害を持ち就労できない場合には、早期年金を受け取り、そこから税金を支払い、サービスを受ける。

（3）やり直しができる社会システム

就職すると、職業別組合に入る。組合員は全国一律の最低賃金を保証される。また、就労後、学校に通い資格をとる人も多い。さらに、転職も頻繁に繰り返される。仕事ができる人は、資格を取り、その資格を生かすために何度も転職する。再就職、転職に関してはきめ細かい支援策を持ち、何度でもやり直しができる社会システムを作った。

（4）ギャップイヤーを支えるフォルケ・ホイスコーレ

国民学校とは別にフォルケ・ホイスコーレという対話と体験により「生きた知識」を身に付けることを目的にした学校がある。フォルケ・ホイスコーレは、19世紀グルントビーが農民解放運動の一環で始めた。フォルケで大切な価値は、「多様性」「自発性」「連帯」「対話」

である。そこでは、多様な民族、年齢の人が同じ宿舎で暮らし、人生の意味を考える体験をする。日本から来た学生もいる。

（5）エイジング・イン・プレイス

デンマークの高齢者は、高齢者住宅に暮らしながら、「必要な時、必要なだけ」ケアを受けている。特に重視されるのが、地域に暮らし続けることと、尊厳を維持することである。したがって、画一的なサービスは行われず。ユーザー（利用者）参加型の社会システム（猪狩）を作りあげた。

（6）難民問題

デンマークで最大の課題が難民問題である。フォルケでもデンマーク語を学ぶために難民を受け入れている。国は、難民条約に従い一定の難民を受け入れているが、それに反対する国民もいる。今年あった選挙では、難民問題を家庭で、職場で、ビヤホールで語り合い、政治に積極的に参画している。

6. まとめ

訪問先のスタッフに話を聞くと、皆が自分の職業（職種）に自信を持ち、持論を展開する。自分の仕事と生活スタイルを大切に、幸せな国を作るために社会（政治）に参加し、納税することが国民の義務だと語っていた。スタディーツアーは、人生の途中で立ち止まり、外の世界から日本や自分を見つめ直し、自分の可能性を発見できる経験である。

【参考文献】

- 1) 池田法子、2017「デンマークの教育・福祉領域における障害者支援の取り組み」、京都大学生涯教育フィールド研究 vol.5
- 2) 猪狩典子「デンマークに学ぶ高齢者福祉」
- 3) 千葉忠男、2011、「格差と貧困のないデンマーク」PHP 新書

地域包括支援センターの総合相談支援業務における、 問題解決アプローチ活用についての一考察

○岡野 信親

所属：府中市地域包括支援センターみなみ町

キーワード：地域包括支援センター、総合相談支援業務、問題解決アプローチ

【研究背景】

地域全体の高齢化が進み、老老介護、ダブルケア、8050問題等、複雑化、重層化する地域課題を背景に、地域包括支援センターへの期待はますます高まっている。しかしながら一方で、社会福祉士を始め相談員は日々の実践について振り返ることができず、経験と勘に頼った支援になり、職員ごとに対応が変わってしまうことも少なくない。経験による差が少なく、効果的で効率的な業務を行うためにも、理論的背景に依拠した相談援助の実践が求められているものの、地域包括支援センター業務でソーシャルワークの理論やアプローチを実践適用した研究が行われていない現状がある。

本実践では、問題解決アプローチの展開過程と総合相談支援業務の展開過程が同様であること、パールマンが開始期の診断を重要視していることに着目し、インテーク面接において、クライアントの捉えている問題とクライアントの有する意欲、能力、機会の状況に焦点をあてることで、経験の少ない相談員でも問題解決アプローチに依拠した効果的で効率的な総合相談支援業務が展開できると仮定した。

【研究目的】

地域包括支援センターの総合相談支援業務において、問題解決アプローチを活用するためのインテークシートの使用に関する実践報告を目的とする。

【研究方法】(Methods)

1. 対象

地域包括支援センターの総合相談支援業務として受け付けた、インテーク面接の実施者の内インテークシートを作成した121名

2. 調査・研究・実践期間

実践期間：平成29年11月から令和元年6月（19か月間）

3. 調査・研究・実践内容

1 以下の5項目について、インテーク面接後面接者がインテークシートへ記載する。

（1）クライアントが捉えている問題は何か（クライアントが解決したいと考えている生活課題は何か）

（2）問題解決の主体は誰か

（3）主体に問題解決の意欲はあるか（問題に主体的に取り組もうとしているか）

（4）主体に問題解決の能力はあるか（精神的または身体的に解決が困難な状態にないか）

（5）主体に問題解決の機会はあるか（問題解決の助けになる社会資源はあるか）

2 通常のコ総合相談支援業務の流れに沿って支援を展開する。

4. 分析方法

インテークシート作成後、通常のコ総合相談支援業務の流れに沿って支援を展開し、（3）から（5）それぞれの要素を満たしている場

合と満たしていない場合で終結までの期間に差があるか分析する。

5. 倫理的配慮

本実践報告を行うにあたり、ご本人（ご家族）の個人が特定できない範囲で情報を利用し、法人の理事より発表許可を得ている。

【結果】（Results）

- 1 作成したインタビューシート：121件
- 2 クライエントの捉えている問題を明確にできた相談：121件
- 3 問題解決の主体 本人：90件 家族：9件（本人の意思決定能力に大きな問題がある場合） 不明：22件
- ※ 不明の22件は近隣からの見守り相談
- 4 〔表－1〕に「意欲」「能力」「機会」の判断と支援期間の比較を示す。

【考察】（Discussion）

インタビュー面接の段階で問題解決の「意欲」と「能力」が両方「ある」と判断された相談は、全て3ヶ月以内に支援が終結している。一方「意欲」と「能力」のどちらかが「ない」と判断された相談は、全ての相談が支援の終結までに3ヶ月以上を要した。

ワーカビリティとは「問題を解決してくれる人々と手段とに自己を関係させ得る、その人の動機づけと能力とを合わせたもの」（パー

ルマン 1967年）であるため、クライアントが捉える問題が明確であり、問題解決の「意欲」と「能力」がどちらも「ある」ということは、クライアントにワーカビリティが備わっていると考えることができる。

したがって、地域包括支援センターの総合相談支援業務において、問題解決アプローチの支援展開を通して効果的で効率的な支援を実施するためには、クライアントにワーカビリティが備わっていることが必要であることが明らかになった。

【引用文献・参考文献】

ヘレン・ハリス・パールマン著（松本武子訳）（1967年）「ソーシャル・ケースワーク 問題解決の過程」全国社会福祉協議会

川村隆彦（2011年）「ソーシャルワーカーの力量を高める理論・アプローチ」中央法規
玉木千賀子（2016年）「問題解決アプローチの支援枠組みに関する考察」沖縄大学人文学部紀要

岡本民夫監修 平塚良子・小山隆・加藤博史編集（2016年）「ソーシャルワークの理論と実践—その循環的發展を目指して—」中央法規

地域包括支援センター運営マニュアル検討委員会（2018年）「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」一般財団法人長寿社会開発センター

	全てある	意欲がない	能力がない	意欲と機会がない	機会がない
1か月以内	21	0	0	0	1
2か月以内	53	0	0	0	2
3か月以内	11	0	0	0	1
4か月以内	0	0	2	1	0
5か月以内	0	0	2	0	0
6か月以内	0	1	0	0	0
6か月以上	0	2	2	0	0
合計	85	3	6	1	4

表－1 「意欲」「能力」「機会」の判断と支援期間の比較（件）

乳児院に在籍する児童の家族再統合 及び移行支援についての考察 ～支援方針の決定プロセス及び支援方針に 影響を与える要因の分析～

愛恵会乳児院(町田市) 小林由香里

2011.4～ 家庭支援専門相談員

2012.10～ 里親支援専門相談員

2019.4～ 家庭支援専門相談員

1

乳児院とそれを取り巻く 社会的背景について

【乳児院について】

対象年齢 0歳0か月～概ね2歳(必要に応じて就学前まで)

施設数 全国140施設(平成31年4月1日現在)

施設機能 入所機能、一時保護機能、家庭支援機能、里親支援機能、地域支援機能

【研究の背景】

平成28年6月 児童福祉法改正

平成29年8月 「新しい社会的養育ビジョン」

平成30年7月 「都道府県社会的養育推進計画の策定について」

乳幼児は原則家庭養護とし、里親委託率などの目標値が定められた。

⇒乳児院は、機能転換・機能強化を求められている。

2

研究の目的と意義

【目的】

乳児院に在籍する児童の退所に向けての支援方針に影響する要因を考察し、支援方針を決定するプロセスを検証する。

【意義】

現在の自施設での支援の状況を振り返ると、支援方針が早期に決定できているものの、さまざまな事情により、その方針を変更せざるを得なくなり、結果的に乳児院に在籍する期間が長くなっている事例がある。

支援方針に影響する要因を明らかにすることで、乳児院の在籍期間をできるだけ短くし、ニーズに合わせ早期に家庭養護へと移行できるようにする。それは子どもの利益の実現に寄与するものであると考える。

3

研究の方法

【方法】

1. 平成29年度に自施設に在籍した全ての児童について、入所時の年齢、在籍期間、保護者等との交流の有無、支援方針、支援方針が決定された時期等の項目について一覧表を作成して整理する。これらを通じて、自施設に在籍する児童の状況及び自施設で展開されている支援の状況を明らかにする。
2. 自施設での入所が1年6か月以上に及ぶ事例や、1年以上を経過しても支援方針を決定できない事例を抽出する。その上で長期化している事由に共通性が見られる点に着目し、「典型事例」を作成する。
3. ロジックツリー(why)により、「典型事例」を用いて、長期化する要因や構造を可視化する。
4. 1～3により、現在の支援プロセスに照らし合わせ、支援方針決定に影響を与えている要因や支援方針決定プロセスについて検証する。

4

平成29年度在籍状況表

・平成29年度に在籍していた児童の状況を以下のような項目建てをして分析した。

	生年月日	性別	保護者の状況	きょうだいの人数 (本児を含む)	入所時の母親の年齢	入所理由	入所までの生活拠点	入所年月日	入所時年齢	入所時の保護者等の立会い	保護者等との交流		里親候補として提案した	支援方針
											有無	開始時期		
1			両親			母の精神疾患	自宅		歳 ヶ月		無	—	○	未定
2			ひとり親(母)			母 若年・未婚	医療機関		歳 ヶ月		有	○		未定
3			両親			母 傷病	自宅		歳 ヶ月		有	●		家庭引き取り
4			ひとり親(母)			母 若年・未婚	医療機関		歳 ヶ月		有	●	○	家庭引き取り
5			両親			母の精神疾患	医療機関		歳 ヶ月		有	○		児童養護施設
6			両親			被虐待(ネグ)	医療機関		歳 ヶ月		有	○		未定
7			ひとり親(母)			母の精神疾患	自宅		歳 ヶ月		有	●	○	家庭引き取り
8			両親			被虐待(ネグ)	自宅		歳 ヶ月		有	●		家庭引き取り
9			両親			被虐待(身体的)	自宅		歳 ヶ月		有	●		家庭引き取り
10			両親			被虐待(ネグ)	医療機関		歳 ヶ月		有	●		児童養護施設
11			ひとり親(母)			被虐待(ネグ)	医療機関		歳 ヶ月		有	○	○	特別養子縁組
12			両親			母の精神疾患	自宅		歳 ヶ月	○	有	●	○	養育里親
13			ひとり親(母)			被虐待(ネグ)	医療機関		歳 ヶ月		有	○		家庭引き取り
14			両親			被虐待(身体的)	自宅		歳 ヶ月		有	●		家庭引き取り
15			ひとり親(母)			被虐待(ネグ)	医療機関		歳 ヶ月		有	○		家庭引き取り

5

在籍状況表の分析結果(平成29年度)

入退所状況について

- ・ 入所児童 53名
退所児童 27名
- ・ 家庭引き取り 18名
(うち、17名が入所後1か月以内に支援方針を決定
1名も入所後3か月以内に支援方針を決定)
- ・ 「家庭引き取り」(入所後1か月以内に決定)
→「措置変更(児童養護施設又は里親委託)」
6名
- ・ 在籍期間1年6か月以上と、
在籍期間1年以上かつ支援方針未定
22名

保護者の状況

- ・ 母が未成年である児童7名のうち5名に
当たる71.4%が、途中で支援方針の
変更をしていた。
- ・ すべての児童の中で、保護者等との交
流が一度もなかった児童は8名で、全体
の15.1%だった。

里親委託の候補となっている児童

- ・ 里親委託された4名中3名が支援方針
の決定までに1年以上かかっていた。

6

長期化している事由

長期化している22名の児童を対象にして、保護者の状況、きょうだいの人数、入所理由などにより分析した。

1. 「母 若年・未婚」 4名／6名
2. 「母の精神疾患」 5名／10名
3. 本人を含めきょうだいが3人以上いる児童 4名／7名

※「被虐待」8名であったが、長期化していない児童でも、被虐待が圧倒的に多く、長期化している事例に限っての特徴とはいえないことから除外した。

倫理的配慮 事例を取り扱う際に、実在する事例を用いるのではなく、複数の事例を組み合わせて、その重要な要素となる部分のみ残して架空事例を作成した。

7

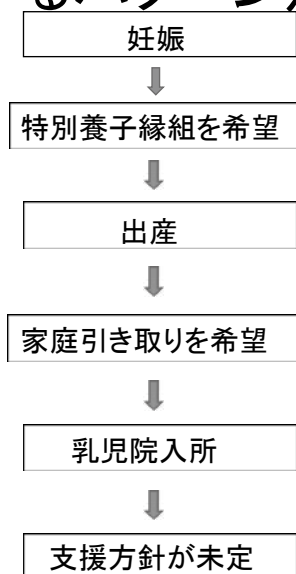
典型事例1（若年母で長期化するパターン）

出産前は育てる自信がないので、特別養子縁組をしていた。

出産後、生まれた子どもを見て揺れ動き、祖父母の意見にも影響された。将来は家庭引き取りしたいと乳児院に入所した。

入所後しばらくは定期的に面会があるが、頻度が減少。

しかし、子どもを里親委託することの決心がつかないまま1年以上が経過する。



8

典型事例2(多子で長期化するパターン)

きょうだいが複数いて、きょうだいも児童養護施設等に措置されている。措置をしている児童相談所は複数個所に及んでいる。

父母は年長のきょうだいからの家庭引き取りを望んでいるが、様々な課題で家庭引き取りには時間がかかることが予測される。

養育里親委託を提案するが、父母が承諾せずきょうだいのいる児童養護施設へ移動となる。

長男9歳 X県で生まれ、すぐに保護
現在児童養護施設入所中



次男8歳 X県で生まれ、すぐに保護
現在児童養護施設入所中



三男4歳 Y県で生まれ、すぐに保護
乳児院を経て現在養育里親委託



長女2歳 Y県で生まれ、すぐに保護
現在乳児院入所中



四男0歳 Z県で生まれ、すぐに保護
現在乳児院入所中

9

典型事例3 (母の精神疾患の悪化で長期化するパターン)

子どもの入所後にしばらくの間母との面会を行わず、母の病状の安定を待つ。

病状安定後に面会を開始するが、しばらくすると母が妊娠やパートナーとの関係等で精神的に不安定になり、子どもの面会も不定期になってしまう。

母に子どもの今後についての話を持ち出すが、すでに不安定になっているため話し合いができず、時間が経過してしまう。

母の病状悪化



乳児院入所



母の治療



面会開始



妊娠等による
母の環境変化



母の病状が再度悪化

10

支援方針に影響を与える要因

それぞれの事例の長期化の要因と考えられることを可視化すると、支援方針に影響を与えているものが以下のように明らかになった。

家庭復帰の可能性が低いにもかかわらず、判断するのに時間がかかりすぎている。

解決困難な課題を抱えている場合には、支援の長期化を想定すべきである。

措置児相が複数ある場合は、認識を一致させる必要がある。

11

結論（支援方針決定プロセスについて）

早い時期に関係機関が互いの持っている情報を共有する。

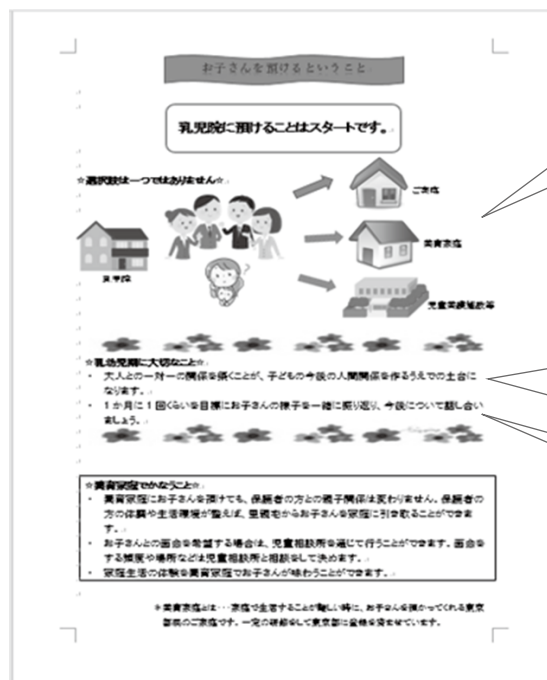


子どもと家庭に関する適切なアセスメント



より早く保護者に適切な意思決定を促す必要がある。
保護者の理解を助けるためのリーフレットを作成し使用する。

12



数か月後の退所先の見通しとして、3つがあることを最初の段階から保護者に説明するために記載した。

なぜ里親家庭に委託することが必要かというところを保護者に理解してもらうために、乳幼児の成長発達にとって大切なことは大人と一対一の関係を作ることであることを記載した。

保護者の意向に沿った支援をするためには、1か月に1回以上の保護者と乳児院ソーシャルワーカーとの話し合いが必要であることを説明した。

13

報告内容の実践から（まだ6か月ですが…）

【実践報告の結果を踏まえて】

・入所時または初回面会の時に保護者に前項のリーフレットを使用して説明をしている。

☆祖父母の意向に関わらず、母が家庭引き取りに強い意欲がない場合、母は養育里親の説明を真剣に聞いている。

☆保護者の中にはまだまだ特別養子縁組と養育里親の違いをわからずにいる人も多い。

☆入所の段階で正確な情報を提供することは大切である。

・入所時のなるべく早い段階で情報を得るために、児相の児童福祉司と緊密な連携をしている。

☆児童福祉司の忙しさは深刻である。

☆乳児院に来院してくれるのを待つだけではなく、こちらから児相に出向き、情報共有する時間を作るようにしている。

※ 昨年度の後半から、今年度顕著にみられる動き⇒継父、養父が関わる事例が多い。

☆H29年度の当院の入所児童の内、両親がいる家庭が62.2%であった。

☆以前は、一人親の比率が今より高かったように思われる。内縁関係を含めると数字はもう少しあがる。

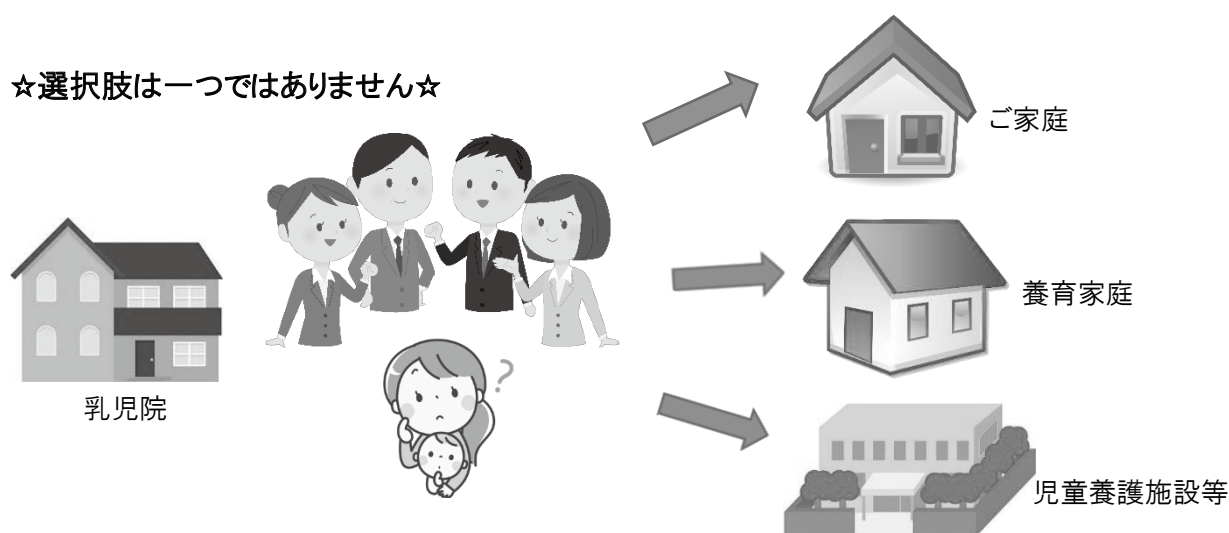
☆継父、養父への支援が必要だが、支援の実績が少ないためサービスの導入や支援スキルの向上が必要である。

14

お子さんを預けるということ

乳児院に預けることはスタートです。

☆選択肢は一つではありません☆



☆乳幼児期に大切なこと☆

- ・ 大人との一対一の関係を築くことが、子どもの今後の人間関係を作るうえでの土台になります。
- ・ 1 か月に 1 回くらいを目標にお子さんの様子を一緒に振り返り、今後について話し合しましょう。

☆養育家庭でかなうこと☆

- ・ 養育家庭にお子さんを預けても、保護者の方との親子関係は変わりません。保護者の方の体調や生活環境が整えば、里親宅からお子さんを家庭に引き取ることができます。
- ・ お子さんとの面会を希望する場合は、児童相談所を通じて行うことができます。面会をする頻度や場所などは児童相談所と相談をして決めます。
- ・ 家庭生活の体験を養育家庭でお子さんが味わうことができます。

* 養育家庭とは・・・家庭で生活することが難しい時に、お子さんを預かってくれる東京都民のご家庭です。一定の研修をして東京都に登録を済ませています。

地域包括支援センター 委員会の活動について

地域包括支援センター委員会 副委員長
森田 由里

活動スケジュールについて

定例会 毎月第3火曜日 19時～21時

福祉財団ビル5階東京社会福祉士会会議室または、7階中会議室

委員会の内容

⇒委員会としての企画推進の打ち合わせ、進捗管理、実施

各委員が把握している都内各自治体、関係機関・団体の地域
包括ケア推進の取り組みの情報交換

委員が関わる分野の情報共有

各委員の実践事例に基づく事例検討会や研究報告など

2018年度事業について

「尊厳の保持と自立（自律）支援」を、年間テーマとして、様々な切り口で実践的な研修を実施した。

実務研修パートⅠ 10月8日

地域包括ケア推進・ソーシャルワーク研修

実務研修パートⅡ 11月23日 当会実践研究大会へ参加

権利擁護実践研修 1月19日

2018年度事業① 実務研修 I

「尊厳の保持と自立支援」

～対人支援において、人の尊厳の保持と自立支援をするとはどういうことか～

東京社会福祉士会監事であり、ルーテル学院大学 名誉教授の
福山和女氏（社会福祉学博士）よりBPS(バイオサイコソーシャル)モデル
を基本とした講義・演習を実施した。

SWとしての初心に立ち返り、利用者の尊厳保持と自立支援のあり方や社会福祉士に求められている基本姿勢・価値規範について考えた。

- ①日時：2018年10月8日（月）
- ②参加人数 50名
- ③登壇者 ルーテル学院大学名誉教授・東京社会福祉士会監事
福山和女氏(社会福祉学博士)
- ④会場SOMPOケアユニバーシティ品川 11階

2018年度事業② 実践研究大会2018

「心を病む人へのアプローチから考える『その人』・『世帯』への支援の課題について」 ～ソーシャルワークの視点から～

障害者支援委員会、子ども家庭支援委員会、低所得者支援委員会とのコラボレーション企画として、各委員会メンバーによる実践報告と意見交換を実施した。

パネルディスカッションでは、ソーシャルワーク専門職として、どのような視点や価値規範に基づいて本人・家族の課題を読み解き、本人・家族を中心として、多様な地域関係者といかに連携・協働し、どこに力点を置いて個々の支援に当たるべきなのか等について議論が交わされた。

- ① 日時:2018年11月23日（金）
- ② 参加人数:80名（地域包括支援センター委員会委員含）
- ③ 登壇者

佐藤志穂子氏（地域包括支援センター委員会委員）

山岸 宏美氏（子ども家庭委員会委員）

吉田 剛氏（障害者支援委員会委員）

澁谷 一貴氏（低所得者支援委員会委員）

尾関久子氏（地域包括支援センター委員会委員）

コーディネーター/コメンテーター

山本繁樹氏（地域包括支援センター委員会）

和田忍氏・尾関久子氏（地域包括支援センター委員会）

会場 読売理工医療福祉専門学校5階503教室

2018年度事業③ 権利擁護実践研修

「お互いに離れられない（共依存）家族への支援」
～家族の見立てと虐待の予防的な関わり～
家族成員間の「共依存」に焦点を当て、高齢者虐待の防止・
対応

について、講義と演習を行った。

① 日時：2019年1月19日（土）10:30～16:00

② 参加人数:59名

③ 講師:横浜市立大学大学院医学研究科看護学専攻
医学部看護学科 教授 松下 年子氏

④ 場所：東京都健康プラザハイジア 4階研修室A・B

2019年度事業について

- ・実務研修パートⅠ 10月5日 地域包括ケア推進・ソーシャルワーク研修
- ・権利擁護実践研修 2020年2月29日
⇒地域で権利擁護実践の業務に従事する社会福祉士等を対象とした
権利擁護に関わる支援についての講義・演習を予定
- ・都内地域包括支援センター活動の推進、都内自治体の地域包括ケア推進に関する情報・意見交換
- ・地域包括ケア推進に関する情報発信、広報活動、提言活動等

2019年度事業① 実務研修 I

「区市町村と地域包括支援センターが協働で行う
センター事業評価の意義と方法」
～地域包括支援センターの機能強化に向けた評価指標の活用～

①講師：東京学芸大学教育学部社会科学講座教授 高良麻子氏

②日時：2019年10月5日（土）

③場所：全理連ビル9階会議室

④参加人数：50名

地域包括支援センター職員、行政職員、センター受託法人の職員
を中心に、厚労省の策定した事業評価指標・指針を中心に講義・演習。
地域包括ケア推進に向けた自治体とセンターとの協働評価の考え方や
活用方法などのグループワークを行った。

委員会における事例検討会について

・地域包括支援委員会では、毎月の定例委員会において、後半の1時間ほどを使い、

各委員の実践や研究に基づいた報告、事例検討、意見交換会を行っています。

例えば今年度の報告テーマは

4月「不適切な居住環境（いわゆるごみ屋敷）にある高齢者の様相①」

今回は、「用語」「法律」「支援」というカテゴリーで説明

5月「不適切な居住環境（いわゆるゴミ屋敷）にある高齢者の様相②」

7月「地域包括支援センターの役割を考える～運営マニュアルを通じて～」

8月「弁護士との連携～高齢者福祉分野における実践」

連携の必要性・連携の必要な場面・弁護士からの情報収集の方法と内容

弁護士との効果的な連携方法・事例からみる連携の現状と課題・まとめ

9月「高齢者介護サービスの現状と尊厳のある生活についての一考察」

施設介護の現状についての情報・意見交換

地域包括支援センター委員会について①

- 地域包括支援センター委員会は、現在登録が30名ほど。都内各所の地域包括ケア関連の事業所や地域包括支援センター職員のみならず、大学の教育・研究職、行政職員、社協職員など、各自の多様な経験や実践を活用し、様々な立場で活躍している社会福祉士で構成されています。
- 今年度からは、委員が実践事例や研究内容を持ち寄り、月に1度の定例委員会の際に実践研究報告を行っています。地域包括ケアや地域福祉の推進に社会福祉士が寄与していくためにも、委員会の中で地域の実践現場の課題等について話し合い、情報を共有し、SWとしての研鑽を積んでいくことが大切だと考えています。

地域包括支援センター委員会について②

- 毎月の委員会の中では、互いの活動地域の情報や現状などを情報交換をすることで、自分の働く地域以外の状況を知り、また事例検討に自分の実践事例（個別支援・地域支援）や研究内容を出すことで、職場以外の様々な社会福祉士の知見を聞き、意見交換をすることができます。
- 社会福祉士がソーシャルワーク専門職として、地域包括ケアや地域福祉を進めていく手法、価値、情熱を共に学び合い、協働して研修等の委員会事業を創り、担って頂ける方々の参加を心よりお待ちしております。